

資料編



(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市こども政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、本市のこども政策に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員10人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの

(3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第3項の規定による臨時委員を置く場合は、臨時委員を含むものとする。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係職員の出席)

第8条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こどもみらい部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市こども政策審議会 委員名簿（次世代育成支援行動計画策定）

番号	審議会 役職	氏名	所属団体名等	役職
1	会長	やましろう まきこ 山城 真紀子	沖縄キリスト教短期大学保育科	教授
2	副会長	はとま ようきち 鳩間 用吉	那覇青少年健全育成市民会議会	会長
3	正委員	かとう あきひこ 加藤 彰彦	沖縄大学人文学部こども文化学科	教授
4	正委員	ひらた みき 平田 美紀	沖縄女子短期大学児童教育科	准教授
5	正委員	やまもり あつこ 山盛 淳子	那覇市立真和志小学校校長	校長
6	正委員	なかそね ただし 仲宗根 正	沖縄県中央保健所	所長
7	正委員	うえた せいすけ 上江田 清助	那覇市民生委員児童委員連合会	副会長
8	正委員	まえだ しろう 真栄田 士郎	社団法人 那覇青年会議所	副理事
9	正委員	たなか ゆきこ 田仲 由紀子	子育て支援団体（ういず）	代表
10	臨時委員	みやぎ りょうこ 宮城 涼子	学校法人カトリック学園 愛児幼稚園	園長
11	臨時委員	よへな かつひこ 饒平名 勝彦	社会福祉法人立保育園 那覇市園長会	会長
12	臨時委員	しろいわ すずむ 白岩 享	末吉市営住宅自治会	会長
13	臨時委員	とくなが かずのり 徳永 和則	琉球ジャスコ株式会社	人事総務部長
14	臨時委員	みやぎ かずよ 宮城 和代	NPO うまんちゅ子育て支援ネットワーク	理事

○那覇市次世代育成支援行動計画推進会議設置要綱

平成 19 年 11 月 28 日副市長決裁

(設置)

第 1 条 那覇市における次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、那覇市次世代育成支援行動計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 那覇市次世代育成支援行動計画の原案及び専門的事項の検討に関すること。
- (2) 那覇市次世代育成支援行動計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他那覇市次世代育成支援行動計画に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、議長、副議長及び委員で組織する。

- 2 議長にこどもみらい部を担当する副市長、副議長にこどもみらい部長、委員に別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、その事務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じ議長が招集する。

- 2 推進会議の議事進行は、議長が行う。

(幹事会)

第 5 条 推進会議長の命を受けて、推進会議に提出する事項や、推進会議から求められた事項について調査及び検討するため、推進会議の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長にこどもみらい部長、副幹事長にこどもみらい部副部長、幹事に別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、その事務を掌理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議及び幹事会の庶務は、こどもみらい部こども政策課において処理する。

(関係職員の出席等)

第 7 条 推進会議長又は幹事会幹事長は、必要があると認めるときは、

関係職員に推進会議若しくは幹事会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、新たにワーキングチームを設置することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

別表1(第3条関係)

委員	構 成 員
	総務部長
	企画財務部長
	市民文化部長
	経済観光部長
	環境部長
	健康福祉部長
	健康保険局長
	建設管理部長
	生涯学習部長
	学校教育部長

別表2(第5条関係)

幹事	構 成 員
総務部	平和交流・男女参画室長
企画財務部	企画調整課副参事(実施計画担当)
市民文化部	市民協働推進課長
経済観光部	商工農水課長、観光課長
環境部	環境政策課長、環境保全課長
健康福祉部	福祉政策課長、健康推進課長
こどもみらい部	こどもみらい課長、子育て応援課長
建設管理部	花とみどり課長
生涯学習部	生涯学習課長
学校教育部	学校教育課長、総合青少年課長

那覇市次世代育成支援行動計画（後期）策定業務

1 策定目的

次代を担う子供たちが健やかに育まれるとともに、子育てを行う保護者がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることのできる地域社会の形成を目指して、次世代育成支援対策のために10年間の集中的・計画的な取り組みとして広範な視点からテーマが設定されている。

なお同計画は、平成21年度までの前期の数値目標を掲げたものであり、平成26年度までの後期について今年度見直すものである。

2 策定根拠

1) 根拠法: 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)

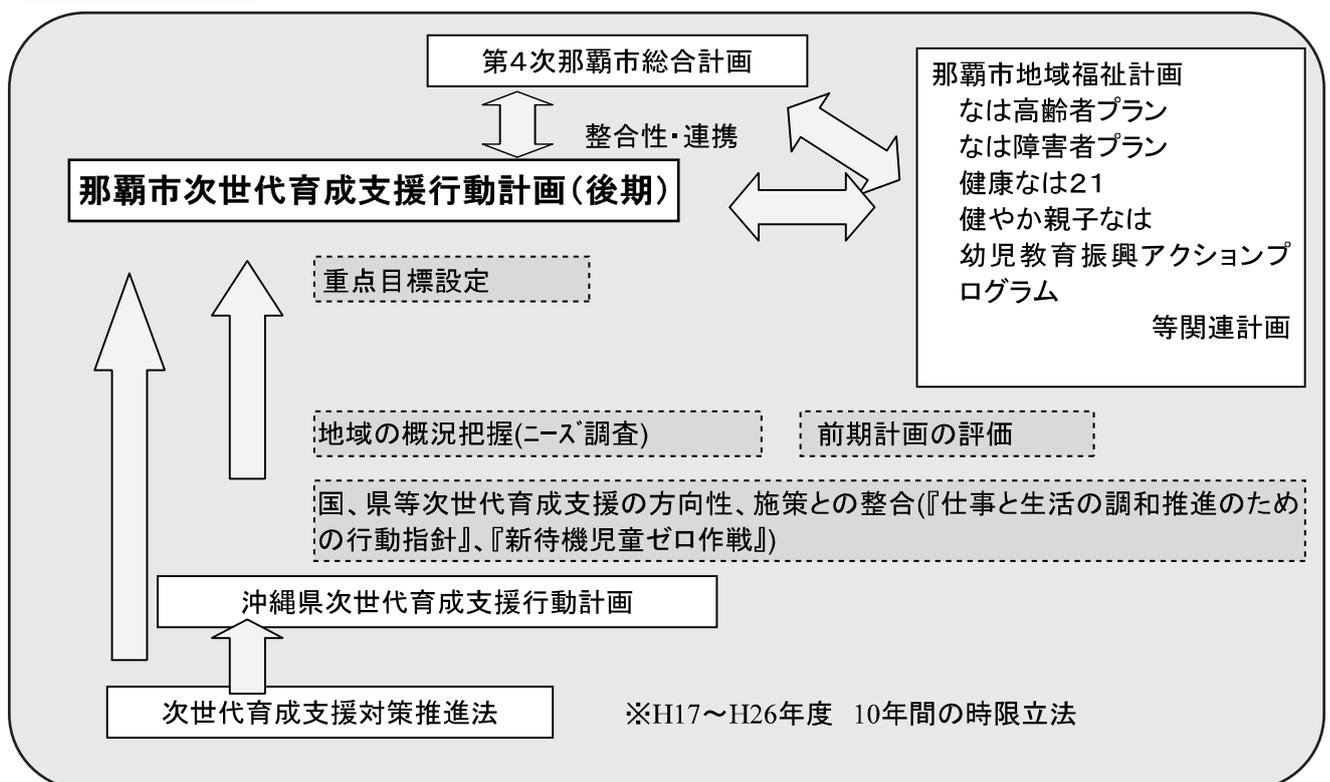
2) 計画の対象及び範囲:

- ・すべての子ども、子育てを行う家庭、地域、企業、行政等すべての個人と関係団体
- ・福祉行政分野のみならず、関連するすべての行政分野

3 計画期間及び見直し時期

- 1) 前期計画: H17年度～H21年度
- 2) 見直し時期: H21年度(H20年度コース調査実施済み)
- 3) 後期計画: H22年度～H26年度

4 計画の位置づけ



5 業務推進体制

1) 外部機関: こども政策審議会

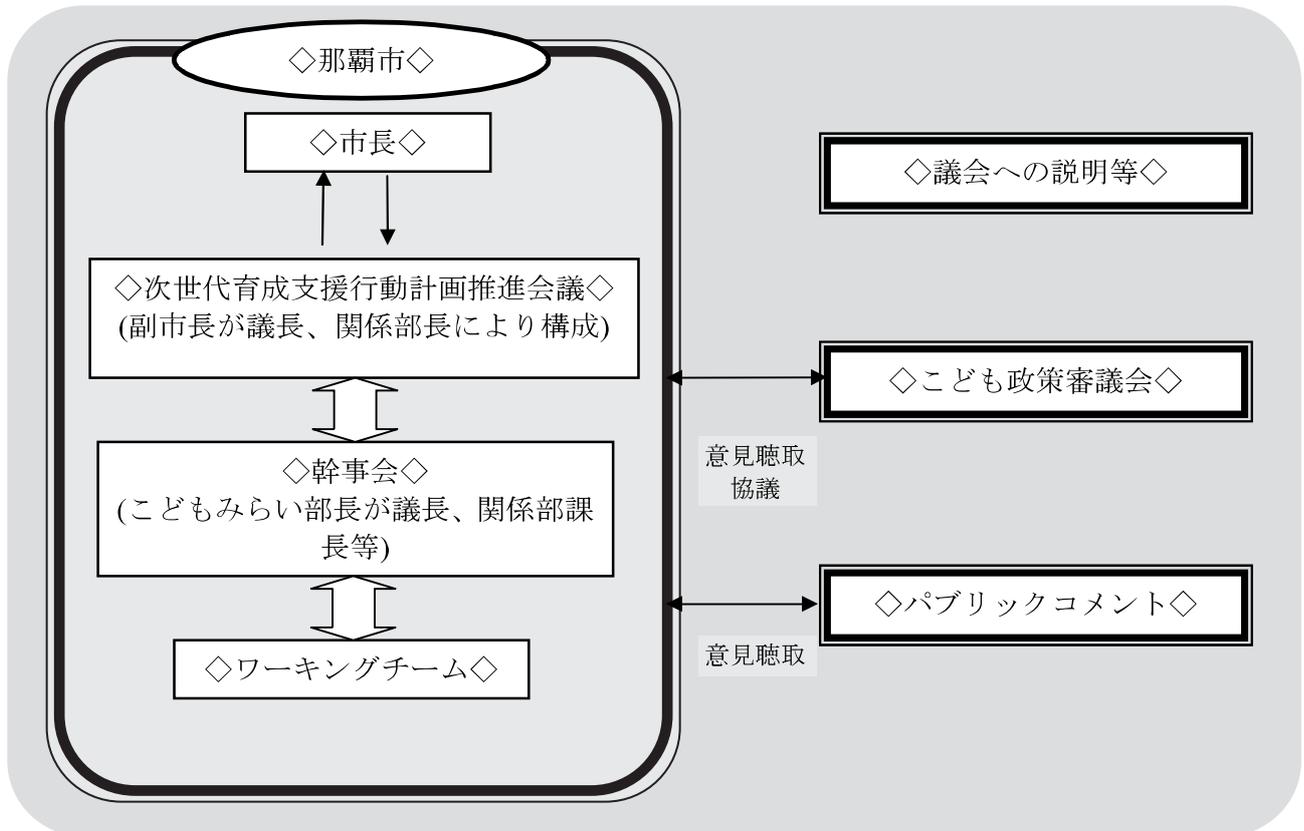
2) 内部機関:

ア 次世代育成支援行動計画推進会議(副市長が議長、部長級職員により構成)

イ 次世代育成支援行動計画推進会議幹事会(こどもみらい部長が議長、課長級職員により構成)

ウ 次世代育成支援行動計画推進会議ワーキングチーム(こども政策課課長がリーダー、主幹、主査等)

3) 推進体制



6 昨年実施のニーズ調査について

1) ニーズ調査の対象者数

① 就学前児童 3,990 人、② 小学生 3,328 人、③ 中学生 1,858 人、④ 高校生 1,080 人

2) 調査の実施方法

① 就学前児童(回答者は対象児童の保護者)

就学前児童について、保育施設に通う児童、在宅で保育されている児童に区分してニーズ調査を実施しました。

ア 保育施設に通う児童

各保育施設において調査票を配布・回収を実施しました。

イ在宅児童

保育施設に通う児童との重複を避け、住民基本台帳より無作為に抽出を行い、郵送による配布・回収を実施しました。

②就学児童(小学生:回答者は対象児童の保護者)

就学児童については、各小学校を活用し、調査票の配布・回収を実施しました。

③中高校生(回答者は中高校生本人)

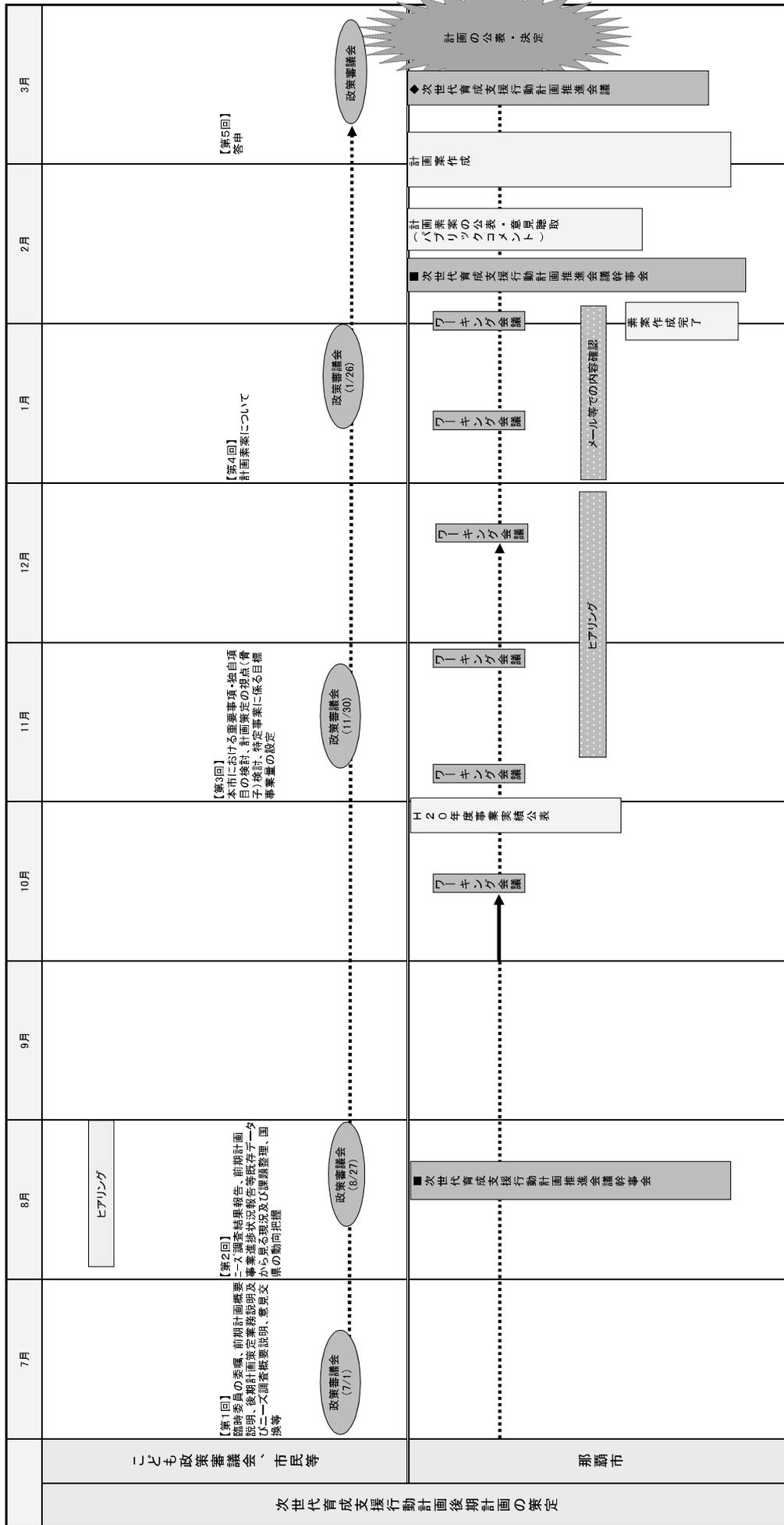
中高校生については、各学校を活用し、調査票の配布・回収を実施しました。

3) ニーズ調査票の回収状況

各調査票の回収率は、以下のようになっています。

	配布件数	回収件数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,390	2,704	67.8	2,693	67.5
小学生	3,328	2,355	70.8	2,354	70.7
中学生	1,858	1,741	93.7	1,741	93.7
高校生	1,080	944	87.4	944	87.4
合計	10,256	7,744	75.5	7,732	75.4

次世代育成支援行動計画（後期）審議経過



那覇市 次世代育成支援行動計画

平成22年3月策定

【編集・発行】

那覇市子どもみらい部子ども政策課

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL (098) 861-2110

FAX (098) 862-9669